



国土を **整**え、全力で **備**える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お 知 ら せ

記者発表資料

平成30年9月11日

<資料提供先>

合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

『中国地方幹線道路協議会』の開催について

重要物流道路制度を契機とした、新たな広域道路交通計画の検討を進めるため、中国地方幹線道路協議会を下記のとおり開催します。

1. 開催日時 平成30年9月12日（水）13時30分 ～
2. 開催場所 広島合同庁舎2号館 6階 共用7号会議室
（広島市中区上八丁堀6番30号）
3. 議事
 - 1) 新たな広域道路交通計画について
 - 2) 中国ブロックの現状と将来像について

<報道関係のみなさまへ>

- 会議については、傍聴・カメラ撮りともに、冒頭の中国地方整備局長の「挨拶」までを公開とさせていただきます。
- 議事概要については、会議終了後に中国地方整備局ホームページに公表する予定です。

○問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局

TEL 082-221-9231（代表）

道路部 道路計画課長 よしだ 吉田 まさと 真人（内線4211）

（広報担当窓口） 広報広聴対策官 いわした 岩下 やすひさ 恭久（内線2117）

企画部 環境調整官 いのうえ 井上 かずひさ 和久（内線3114）

重要物流道路と新たな広域道路ネットワーク

○重要物流道路制度の創設や新たな社会・経済の要請に応えるとともに、総合交通体系の基盤としての道路の役割強化や、ICT・自動運転等の技術の進展を踏まえ、新たな広域道路ネットワーク等を幅広く検討した上で、効果的な重要物流道路を指定する必要がある。

重要物流道路制度の創設

● 新たな社会・経済の要請への対応

- ・新たな国土構造の形成
- ・グローバル化
- ・国土強靱化

● 総合交通体系の基盤としての道路の役割強化

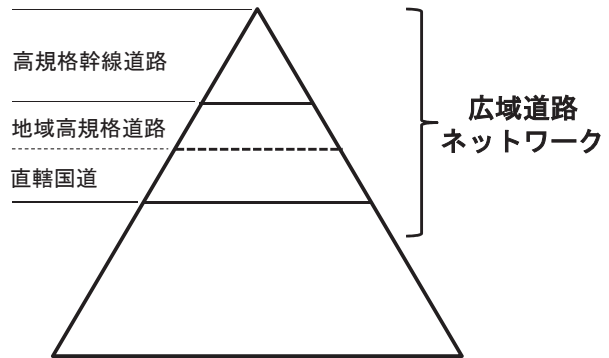
- ・各交通機関との連携強化

● ICT・自動運転等の技術の進展

- ・ICT活用、自動運転社会への対応

新たな広域道路ネットワークの検討

< 平常時・災害時 + 物流・人流 >



重要物流道路の指定 等

重要物流道路を契機とした「新たな広域道路交通計画」の策定について

I 今後の道路計画の主な課題 (現計画※はH6策定、H10以降未改定) ※広域道路整備基本計画

- 新たな社会・経済の要請に応えるとともに、総合交通体系の基盤としての道路の役割強化や、ICT・自動運転等の技術の進展を見据えた未来志向の計画が必要。

新たな国土構造の形成

- ・スーパーメガリージョンの実現
- ・中枢・中核都市等を中心とする地域の自立圏の形成 等

グローバル化

- ・インバウンドへの対応
- ・国際物流の増加への対応 等

国土強靱化

- ・災害リスク増大への対応
- ・代替機能の強化の必要性 等

各交通機関との連携強化

ICT活用・自動運転社会への対応

II 新たな広域道路交通計画の策定

- 各地域において中長期的な観点からビジョン、計画を策定(定期的に見直し)

「平常時・災害時」を問わない「**物流・人流**」の確保・活性化

(1)
広域道路ネットワーク
計画



(2)
交通・防災拠点
計画



(3)
ICT交通マネジメント
計画

重要物流道路の指定・地域高規格道路等の広域道路ネットワークの再編 等

●道路法等の一部を改正する法律

公 布 日:平成30年3月31日
施 行 日:公布後6ヶ月以内(*は平成30年4月1日)

背景・必要性

① 道路財特法※に基づく財政上の特別措置の期限切れへの対応

※道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

- 今年度末に期限が切れる国費率のかさ上げ措置が延長されない場合、自治体の負担が増大

② 道路利用の安全性の更なる向上

- 老朽化が進む道路の修繕が急務 ※市町村管理を含む全橋梁73万橋の54%で点検が完了、うち61%で措置が必要(H28年度末時点)
- 道路区域外からの落石や土砂崩れ等により、交通事故等が発生
- 下水道の管路等の占用物件の損壊により、道路陥没等が発生
- 災害時に重要な輸送路の啓開・復旧を被災自治体が迅速に行う
- 幅員が狭い歩道の電柱等が、歩行者や車いすの安全・円滑な通行を阻害

③ 物流生産性の向上

- 国際海上コンテナ車等が増加する中、道路構造上の制約による通行の支障が物流生産性の向上を阻害



落石による死傷事故



災害により通行できなくなった道路



下水道の老朽化による道路陥没



電柱により通学児童が車道にはみ出す

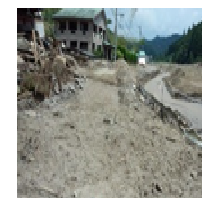
法案の概要

1. 道路整備に関する財政上の特別措置の継続

- 道路の改築に対する**国費率のかさ上げ措置を平成39年度末まで延長***【道路財特法】

2. 道路利用の安全性の更なる向上

- 道路の老朽化に対応し修繕を重点的に支援するため、**補助国道の修繕に係る国費率のかさ上げ措置を新設***【道路財特法】 ※補助国道の修繕に係る現行の国費率 5/10
- 道路区域外からの落石等を防ぐため、現行制度を拡充し、沿道区域内の土地管理者への**損失補償を前提とした措置命令権限**を規定【道路法】
- 重要物流道路(後掲)及びその代替・補完路について、災害時の**道路啓開・災害復旧を国が代行**【道路法】
- 占用物件の損壊による道路構造や交通への支障を防ぐため、**占用者による物件の維持管理義務、当該義務違反者への措置命令権限**を規定【道路法】
- 歩行者や車いすの安全・円滑な通行を確保するため、**占用制限の対象に「幅員が著しく狭い歩道で特に必要な場合」**を追加【道路法】 ※現行では「災害時の被害拡大防止」「車両の能率的な運行確保」のため特に必要な場合に占用制限が可能



災害時の道路啓開

3. 「重要物流道路制度」(新設)による物流生産性の向上

- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、**国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」※として指定し、機能強化、重点支援を実施** ※高規格幹線道路、地域高規格道路、直轄国道、空港港湾アクセス道等から指定
- 国際海上コンテナ車等の円滑な通行を図るため、通常の道路より水準が高い**特別の構造基準**を設定【道路法】
※当該基準を満たした道路については国際海上コンテナ車等の通行に係る許可を不要とする【車両制限令】
 - 高速道路から物流施設等に直結する道路の整備に係る**無利子貸付制度**を新設【道路財特法】
 - 重要物流道路及びその代替・補完路について、災害時の**道路啓開・災害復旧を国が代行**【道路法】(再掲)



【目標・効果】 平常時・災害時を問わず、安定的かつ安全・円滑に利用可能な道路網を確保

(KPI) ①: 豪雨による被災通行規制回数・時間の削減 143件/年・2,823時間/年(過去5年間平均) → 10年後には概ね半減

②: 国際海上コンテナ車(40ft背高)の特車通行許可必要台数の削減 約30万台(H28年度) → 10年後には概ね半減